

## 希少野生生物の国内流通管理に係る海外法令の概要

	日本		米		加	EU	豪
1. 関係法令	・種の保存法(1992) ・外国為替及び外国貿易法(外為法)(1949) ・関税法(1954)	・CITES実施規則(2007) (Regulations Implementing CITES。U.S. Code of Federal Regulations Title 50, Part 23) セクション8	・種の保存法(1973) (Endangers Species Act(ESA))	・CITES実施規則(2007) (Regulations Implementing CITES。U.S. Code of Federal Regulations Title 50, Part 23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生動植物保護と国際・州際取引規則に関する法律(1992) (Wild Animal and Plant Protection and Regulation of International and Interprovincial Trade Act (WAPPRIITA))</li> <li>・Wild Animal and Plant Trade Regulations (SOR/96-263。野生動植物取引規則(1996)) (WAPPRIITA の実施規則)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引規制による野生動植物種の保護に関する理事会規則(野生生物取引規則)(1996) (Council Regulation (EC) No. 338/97 on the protection of species of wild fauna and flora by regulating trade therein)</li> <li>・Commission Regulation (EC) No 865/2006 , (2006)(上記規則の実施規則)</li> </ul>	・環境保護および生物多様性保全法(1999) (Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999 (EPBC Act).)
2. 法の対象に含まれる CITES附属書掲載種 【参考1参照】	附属書I掲載種 (国際希少野生動植物種に指定)	附属書I~III掲載種	ESA指定種との重複種 (選定基準が異なるためCITES種全てをカバーしないが、重複種については CITESよりも厳格に規制)*1	附属書I~III掲載種	附属書I~III掲載種	附属書I~III掲載種 (CITES附属書にほぼ対応する独自の4つの付属書A,B,C,Dに再分類して規制。一部でCITESよりも厳格な規制を課す)	附属書I~III掲載種 (EPBC用にCITES附属書掲載種を全て記載した「CITES掲載種リスト」の運用で、CITESよりも厳格な規制が可能)
3. 流通規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲、譲渡し等(売買含む)、陳列の原則禁止(国内希少種)</li> <li>・譲渡し等(売買含む)、陳列の原則禁止(国際希少種)</li> </ul>	規定なし (国際希少種の輸出入規制あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出入の禁止</li> <li>・米国内での捕獲の禁止</li> <li>・公海上での捕獲の禁止</li> <li>・上記により違法に捕獲した種の所持、販売、配達、輸送の禁止。</li> <li>・州際・国際間の商業目的の取引における配達、受領、運搬、輸送、船積の禁止。</li> <li>・州際・国際における販売、販売の申し出(展示等)の禁止。</li> <li>・長官が決めた規則に違反することの禁止。</li> </ul>	規定なし (CITES附属書の類型に応じた輸出入手続きを規定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国で違法に捕獲された野生動植物や、違法に所持・流通・輸送している部分・派生品の輸入の禁止*2</li> <li>・野生動植物種の輸出入や州際輸送の原則禁止*2</li> <li>・動植物が捕獲された、もしくは派生品が所持・流通・輸送されていた州から他州への輸送の禁止。</li> <li>・本法に反した輸出入・州際輸送によって入手したか、本法に反した輸出や州際輸送のために、野生動植物等を意図的に所持することの禁止。</li> <li>・CITES附属書I掲載種の流通や販売を目的とした所持の禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Annex A掲載種の購入、購入の申し出、商業目的での取得、商業目的での一般への展示、商業利益・販売のための利用、販売のための飼養、販売の申し出、販売目的での輸送の禁止</li> <li>・Annex A掲載種の標本、特に動物の生体の保持等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定種の取引、飼養、移動の違法化</li> <li>・在来種標本の輸出の規制</li> </ul>
4. 国内流通のための 登録(識別)制度の有無	あり(第20条)	規定なし (登録要件の一部をなす)	規定なし (Lacey法:州際、国際取引における記録、ラベル、識別の偽造を禁止)	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(CITES種の輸出入もしくは州際輸送を行う者は、規則によって要求される文書を所定の方法・期間保管する。)</li> </ul>	(あり) 域内取引や域外との取引のためのマーキング及びラベリング制度が存在 【参考2参照】	(非在来鳥類のみ) CITES附属書掲載種等の非在来鳥類の所有者は、合法的に入手したことを証明する文書類を保管・提供する責任を有する
5. CITES掲載種 生体の返還規定	あり(第16条) (輸入者に返送を命じることができる。)	なし	なし	あり ( CITES実施規則§ 23.78*3) (米国もしくは輸出国での飼養、野生復帰、安楽殺等の対処の選択肢を示す)	なし	あり(規則 338/97 第 16 条 3)*4 (輸出との協議の後に有罪確定者の負担での当該国に返還する可能性)	(政府が押収標本を適切と思われる方法で処置すること認める:セクション451(2)(返還についての言及なし))
6. 罰金・罰則	最高で懲役1年以下又は100万円以下の罰金 700万円以下の罰金もしくは7年以下の懲役(併科あり) (関税法) 500万円以下の罰金もしくは5年以下の懲役(併科あり)	(外為法) ・刑事:最高5万ドル、最高1年以下の拘禁(併科あり) ・民事:2万5千ドル以下 (@76.0 円)	(ESA) ・刑事:最高5万ドルもしくは/及び最高5年の刑 ・民事:2万5千ドル以下 (@76.0 円)	(Lacey 法) ・個人:25万ドルもしくは/及び最高5年の刑 ・企業:50万ドルもしくは取引利益の倍額	正式告訴犯罪で ・個人:最高15万加ドル及び/もしくは最高5年の刑 ・法人:最高30万加ドル (@75.0 円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EU加盟各国に制裁を設定するよう要求</li> <li>・英國の例: 最高でレベル5の罰金*5 及び/もしくは2年未満の刑期</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人:最高1,000ペナルティ単位*6 及び/もしくは最高10年の刑</li> <li>・法人:最高55万豪ドル(@78.9 円)</li> </ul>
7. その他の主な関係法 ('種の保存法'に相当分野に限る)	—	Lacey 法(米国法及び外国法に違反する野生動物取引の違法化) →原産国からの輸出の合法性に疑問のある中継国のCITES証明書添付野生生物の輸入阻止 野鳥保全法、渡り鳥条約法、海洋哺乳類保護法、ハクトウワシ・イヌワシ保護法、アフリカゾウ保全法、アジアゾウ保全法、サイ・トラ保全法、大型靈長類保全法、ウミガメ保全法等	Species At Risk Act (SARA)(2002)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機にある種に関する法律</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息地指令(1992)(Habitats Directive)</li> <li>・野鳥指令(Birds Directive)</li> </ul>	—	—

CITES World (CITESの公式ニュースレター) Issue Number 15 (July, 2005), およびNumber16 (December, 2005)を基に各国政府ウェブサイト上の情報を適宜追加して作成。為替レートは2011年10月26日現在。

\*1 ESAが指定する外国種とCITES種と完全に一致しない。また国内種同様、規制は絶滅危惧種(Endangered)に対するもので、絶滅危機種(Threatened)については内務長官が必要に応じて規制内容を指定。

\*2 輸出入・州際輸送が原則禁止されている野生動植物はCITES付属書掲載種および規則付表II掲載種(カナダの生態系にとって危険な種)だが、海外で違法に捕獲された動植物についてはあらゆる野生動植物が輸入が禁止されている。

\*3 他の連邦規則(50CFR part12, 7CFR part356, 19CFR part162)も関係。 \*4 英国ではThe Endangered Species (Import and Export) Act 1976 の1(9)で規定、ガイドラインも存在(ただし're-homing'であり、「return」ではない)。 \*5 レベル5: 5,000英ポンド (@121.9円)。 \*6 1ペナルティ単位: 110豪ドル。

参考1：各国法令の独自リスト等の概要（米、EU、加、豪の例）

1 米国（ESA）：CITES附属書掲載種の一部がESAで指定されており、CITESより厳格な規制を適用。

ESAステータス	指定が重複する附属書	種数	備考
Endangered	附属書I	511	<ul style="list-style-type: none"> <li>種のカテゴリとしては 米国在来種(U.S Species.)、外国種(Foreign Species)、候補種(Candidate Species)の3つがある。</li> </ul>
	附属書II	86	
	附属書III	10	
	—	958	<ul style="list-style-type: none"> <li>ESA上の主要ステータスは以下の通り Endangered、Threatened、緊急掲載絶滅危惧種、緊急掲載絶滅危機種、試験的個体群(重要)、試験的個体群(非重要)、 Endangered指定分類群に外見が似ている種(SAE)、Threatened指定分類群に外見が似ている種(SAT)</li> </ul>
Threatened	附属書I	32	<ul style="list-style-type: none"> <li>左の表で附属書およびESA上の双方に指定がある(ESA上の外国種(Foreign)にほぼ相当すると考えられる)のは691種。 Endangered: 607 Threatened: 84</li> </ul>
	附属書II	51	
	附属書III	1	
	—	244	
—	附属書I	492	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011年7月13日現在でESA上の指定を受けている外国種(Foreign)は590種(米国魚類野生生物局ウェブサイトより) Endangered: 535 Threatened: 53 SAT: 2</li> </ul>
—	附属書II	~30,500	
—	附属書III	231	

米国魚類野生生物局広報誌「ENDANGERED SPECIES BULLETIN SEPTEMBER 2005 VOLUME XXX NO. 2」を基に作成

米国（CITES実施規則）

附属書	必要なCITES許可書
I	輸入許可書、輸出許可書あるいは再輸出証明書
II	輸出許可書あるいは再輸出証明書
III	附属書IIIに当該種を掲載した国からの場合は輸出許可書、それ以外の国からの場合は、原産地証明書、再輸出には輸出証明書

2 EU（Council Regulation (EC) No. 338/97）：全附属書掲載種を1つの法律でカバー、CITES附属書I（全種）、II及びIII（一部）掲載種により厳格な規制を適用

附属書	対象種	輸入条件	輸送条件	域内取引
Annex A	<ul style="list-style-type: none"> <li>全CITES附属書I掲載種</li> <li>CITES附属書IIおよびIII掲載種の一部</li> <li>非CITES附属書掲載種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CITESより厳格な輸入規制</li> <li>輸入許可証の取得必要 (飼育条件についての要件あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送中の動物保護に関するEU法令に則ったリスクを最小限化する輸送</li> <li>死亡率によっては輸入を制限できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の例外を除いて以下を禁止</li> <li>購入、購入の申し出</li> <li>商業目的での取得、商業目的での公開展示、商業利益のための利用</li> <li>販売、販売目的での飼育、販売の申し出、販売のための輸送</li> </ul>
Annex B	<ul style="list-style-type: none"> <li>Annex A以外のCITES附属書II掲載種</li> <li>非CITES附属書掲載種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CITESより厳格な輸入規制</li> <li>輸入許可証の取得必要 (飼育条件についての要件あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送中の動物保護に関するEU法令に則ったリスクを最小限化する輸送</li> <li>死亡率によっては輸入を制限できる。</li> </ul>	—
Annex C	Annex A、D以外のCITES附属書III掲載種	輸入通知書の提出が必要	輸送中の動物保護に関するEU法令に則ったリスクを最小限化する輸送	—
Annex D	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU加盟国が留保を付しているCITES附属書III掲載種</li> <li>非CITES附属書掲載種</li> </ul>	輸入通知書の提出が必要	輸送中の動物保護に関するEU法令に則ったリスクを最小限化する輸送	—

EU資料「The Differences between EU and CITES Provisions in a Nutshell」より作成

### 3 カナダ（野生動植物取引規則）：全附属書掲載種を1つの法律でカバー

【野生動植物取引規則の付表】

付表	対象種	輸出入許可	附属書掲載ランク	輸出入に係る許可書等書類
Schedule I	・CITES の 3 附属書掲載種のすべて	・輸入／輸出もしくは州際輸送に原則許可が必要	I	カナダに輸入される標本には以下の添付が必要： ・カナダの CITES 輸入許可書 ・輸出国発行の CITES 輸出許可書。 カナダから輸出される標本には以下の添付が必要： ・カナダの CITES 輸出許可書(輸入国管理当局発行の関連 CITES 輸入許可書を受領した段階で発行)
Schedule II	その他、輸入許可が必要な種（カナダの生態系にとって危険なもの）	・輸入許可が必要	II	カナダに輸入される標本には以下の添付が必要： ・輸出国発行の CITES 輸出許可書。 カナダから輸出される標本には以下の添付が必要： ・カナダの CITES 輸出許可書。
Schedule III	Schedule I 記載種のうち、カナダにおいて絶滅が危惧されるもの	(Schedule I に同じ)	III	カナダに輸入される標本には以下の添付が必要： ・条約加盟国・地域から輸出される際は輸出国発行の CITES 輸出許可書 もしくは ・条約加盟国以外からの場合、CITES 輸出許可書、CITES 原産国証明書もしくは CITES 再輸出証明書 カナダから輸出される標本には以下の添付が必要： ・CITES 輸出許可書

WAPPRIITA Annual Report for 2009、カナダ環境省ウェブサイト (<http://www.ec.gc.ca/cites/default.asp?lang=En&n=2958484A-1>) より作成

### 4 豪（EPBC）：全附属書掲載種を1つの法律でカバー

	対象種等	輸出入規制
CITES 掲載種リスト CITES Listed Species	CITES の 3 附属書掲載種のすべて	・一般に輸出入に許可が必要 ・リスト中の注記において、以下のような追加的な輸出入規制が可能。 -規制強化（例：附属書 III 掲載種を附属書 II 掲載種とみなす） -輸出入の量的制限の設定 -特定の個体群への言及
適用除外在来標本リスト List of Exempt Native Specimens	規制適用除外在来標本リストに掲載されていない標本が対象	・輸出に許可が必要
家庭用在来ペット動物リスト List of native household pet animals	家庭用在来ペット動物リスト掲載種	・非商業目的であれば輸出が許可される（出国前に申請者が豪州居住者であることが必要）
生体輸入に適した動植物リスト List of specimens taken to be suitable for live import	生体輸入に適した動植物リスト掲載種	・輸入に許可が必要（リスト中のパート 2 記載種。パート 1 記載種は許可不要） ・豪州で定着したとき、在来種やその生息地に悪影響を与える可能性がある動植物の生体輸入を規制

EPBC UNIT (WWF 等 3 団体により構成) ファクトシート「The Regulation of Wildlife Trade under the EPBC Act」を基に作成

## 参考2：EUにおける輸入及び域内商業活動目的での標本のマーキング

商業目的の利用が原則禁止されている Annex A掲載脊椎動物(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類)について、商業利用が認められた標本に対して域内取引証明書が発給されるためには、個別のマーキングが必要となる。その他、Annex Aもしくは Annex B掲載種の一部の種についても、輸入許可証の発給には標本個別のマーキングが要件となる。

野生動物取引規則の実施規則である Commission Regulation (EC) No 865/2006 ではマーキングが輸入許可要件となる標本として以下を挙げている(第66条)。

- ・移動展示に供される Annex A 記載種のうち、生きた脊椎動物
- ・CITES の締約国会議で承認された飼育下繁殖に由来する標本
- ・CITES の締約国会議で承認されたランチング事業由来の標本
- ・CITES の締約国会議で輸出割当量が承認されている附属書 I掲載種の個体群に由来する標本
- ・20cm 以上かつ 1kg 以上の象牙およびそのカットピース
- ・共同体に輸出される未加工・なめし・および／もしくは加工済みのワニ類の皮、脇腹、尾、喉、肢等
- ・キャビア容器

主要参照先：各国政府サイト

米（魚類野生生物局）：[http://www.fws.gov/international/DMA\\_DSA/CITES/CITES\\_home.html](http://www.fws.gov/international/DMA_DSA/CITES/CITES_home.html)、<http://www.fws.gov/endangered/>  
(動植物検疫局)：[http://www.aphis.usda.gov/plant\\_health/lacey\\_act/index.shtml](http://www.aphis.usda.gov/plant_health/lacey_act/index.shtml)

EU：<http://www.eu-wildlifetrade.org/index.htm>

カナダ（環境省）：<http://www.ec.gc.ca/alef-ewe/default.asp?lang=en&n=65FDC5E7-1>

豪州（持続可能性、環境、水、人口、共同体省）：<http://www.environment.gov.au/epbc/>